

令和7年度 ～たのはたこども園 入園のご案内～

1 たのはたこども園について

たのはたこども園は、保育園と幼稚園の機能を合わせ持つ施設です（定員60人）。

3歳未満の子どもは、保護者が就労しているなど、保育を必要とする子どもが利用できます。3歳以上の子どもは、保護者の就労状況などに関わらず、全ての子どもが利用できます。

2 利用のための認定について

たのはたこども園を利用するには、村へ申請書を提出し「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定される区分は、下表のとおりです。

認定区分		対象年齢	要件
教育	1号	満3歳以上	なし
保育	2号		保護者の就労等の理由により保育を必要とする子ども
	3号	満3歳未満	

3 利用時間について

たのはたこども園の利用時間は、概ね以下のとおりです。

1号 (教育標準時間)			
	延長保育	教育・保育	延長保育
	8:30		15:30
2号・3号 (保育標準時間)			
	教育・保育(最長11時間)		延長保育
	18:30		
2号・3号 (保育短時間)			
	教育・保育(登園時刻 ～ 8時間以内)		延長保育
	7:30	19:30	

※保育（2号・3号）認定の子どもの利用可能時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間です。

※延長保育を利用する場合は、別途利用料がかかります（日額300円、月上限5,000円）。

4 教育（1号）認定について

教育認定の子どもは、長期休暇（春・夏・冬）があります。

長期休暇中に利用が必要な場合は、事前にこども園に申込みください。別途利用料がかかります。

（日額 300 円、月上限 5,000 円）。

5 保育（2号・3号）認定について

保育認定でこども園を利用できるのは、保護者が下記の事由にある子どもです。

事由により利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

事 由	内 容	認定区分
就 労	・月に最低就労64時間以上の労働（フルタイム、パートタイム、居宅内労働など基本的にすべての就労）を常態としているとき	就労時間及び通勤時間による
妊娠・出産	・出産の為、準備または休養が必要なとき （出産予定月とその前後2か月の計5か月以内）	保育標準時間
疾病・障害	・保護者の病気、負傷、心身に障害があるために保育が困難であるとき	保育標準時間
介護・看病	・同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしているとき	申請内容による
災害復旧	・災害の復旧にあたっているとき ・災害等により家屋の損傷、その他災害復旧のため保育が困難であるとき	保育標準時間
求職活動	・申請時において求職活動を継続的に行っているとき（3ヶ月まで） ・起業活動を行っているとき	保育短時間
就 学	・学校教育法に規定する学校、及び就業能力開発促進法に規定される職業訓練校などに通っているとき	就学時間による
そ の 他	① 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要となるとき ② 虐待やDVのおそれがあるとき ③ 上記以外の理由であるが、明らかに保育をすることが困難であると村が認めるとき	①は <u>保育短時間</u> ②、③は申請内容による

※利用できる年齢は、満8か月を迎えた翌月以降となります。

※3号認定の子どもは、短い時間から始めて徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施します。

通常保育まで3週間（15日間）ご協力をお願いします。

一週目 午前8時30分 ～ 11時00分

二週目 午前8時30分 ～ 12時00分

三週目 午前8時30分 ～ 15時30分

※申請後や入園後に就労状況等に変更があった場合は、保健センターまたはこども園に連絡して下さい。

6 申込手続きについて

① 受付期間

令和7年1月10日（金）から1月31日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日を除く

② 申込先

田野畑村保健センター

③ 年度途中の申込み締切

利用希望月の前月15日（土日祝日の場合はその前日）まで

7 提出書類について

① 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書（全員）

② 健康調査票（全員）

③ 保育の必要性を証明する書類（保育認定を希望する人のみ）

※申込書記入上の注意

- ・兄弟で申込みをする場合は、子どもごとに申込書を提出してください。ただし、就労証明等の添付書類は各1部で構いません。
- ・就労証明書の様式が今回から変更となります。様式は村HPからダウンロードすればExcelで入力可能ですので、就業先にお伝えください。また、同居の祖父母等の就労証明書は不要となります。

③の書類一覧

事 由	提出書類
就 労	就労証明書、自営業申立書、勤労状況申告書（農業・漁業・畜産用）
妊娠・出産	母子手帳の写し
疾病・障害	申立書、診断書または障害者手帳の写し
介護・看病	申立書、介護・看護を受ける方の診断書
災害復旧	申立書、罹災証明書
求職活動	申立書、ハローワーク受付票の写し
就 学	申立書、在学証明書と時間割表

8 給食について

3号認定の子どもは完全給食です。1・2号認定の子どもは副食給食のため、主食（ご飯）を持参ください。

給食費については、無料となります。

お問い合わせ

田野畑村保健センター 0194-33-3102

たのはたこども園 0194-34-2331